

## 名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ 焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

### 1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じること。
- (3) 環境モニタリングについては、関係機関の意見を踏まえ具体的なモニタリング計画を作成し、的確に実施すること。また、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (4) ごみ焼却施設の処理方式は、ストーカ式燃焼方式を始めとする4つの処理方式の中から今後選定することとしているが、選定に当たっては、技術面、経済面に加え、環境影響評価の結果も十分考慮すること。また、選定された処理方式に応じて環境配慮事項及び環境保全措置として記載された事項を適正に実施し、環境影響のさらなる低減に努めること。
- (5) 大気質等に係るばい煙の排出や騒音、振動等に係る機械等の稼働による環境影響については、4つの処理方式の中から最も影響の大きい1方式を選定して予測・評価を実施しているが、その選定根拠をわかりやすく示すこと。
- (6) 既設の環境美化センターのごみ処理施設においてアスベスト及びダイオキシン類が確認されていることから、当該施設の解体撤去工事に当たっては、これらの飛散及び流出防止対策を徹底すること。

### 2 大気質、騒音及び超低周波音、振動

- (1) 事業実施区域の北側に隣接して中層住宅が立地していることから、解体工事及び建設工事の実施に当たっては、建設機械の配置、稼働時間帯等に配慮し、建設機械の稼働に係る騒音のさらなる低減に努めること。
- (2) 工事用車両及び廃棄物等運搬車両の運行に伴う道路沿道環境への影響をより一層低減するため、今後、車両の運行ルートにおける走行割合、時間配分等について沿道環境を踏まえて適切に設定するとともに、車両台数の抑制や低公害型車両の積極的な導入を図るなど環境負荷の低減に努めること。
- (3) ごみ焼却施設の稼働に当たっては、事業実施区域の新川対岸に立地する高層住宅の上層階において、気象条件によっては、排出ガスによる大気汚染物質の寄与濃度が比較的高くなる時があることから、最新の排ガス処理技術等を導入するとともに、投入ごみ量及び燃焼温度の管理、排出ガス中の大気汚染物質濃度の定期的な測定等による適切な運転管理及び維持管理を徹底することにより、大気環境への影響を可能な限り低減すること。

### 3 水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質

- (1) 解体工事及び建設工事中に発生する濁水やコンクリート工事に伴うアルカリ排水等について、仮設沈殿池等の設置及び維持管理を適切に行うとともに、環境モニタリングにより工事排水の量及び水質を的確に把握した上で、放流先の環境に十分配慮し、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (2) 北名古屋衛生組合が事業実施区域内で自主的に行った土壌汚染調査により判明したダイオキシン類並びに砒素及びその化合物の土壌汚染について適切な対策を講じるとともに、その対策を踏まえ、当該土壌汚染に係る水質、土壌及び地下水質への影響を予測、評価すること。

### 4 動物、植物、生態系

- (1) 事業の実施に当たっては、施設周辺及び施設の屋上等において、できる限り緑地・水辺の創出に努めるとともに、地域の植生等を考慮し、必要に応じて専門家の指導や助言を得ながら、生物多様性に配慮し、生態系ネットワークの一役を担う生物生息空間とするよう努めること。
- (2) 鳥類について、地域の生息状況を明らかにするため、スポットセンサス法及びポイントセンサス法による調査結果を記載すること。

### 5 景観

建築物の存在が周囲の景観構成要素に占める割合が大きいことから、建築物の形状、色彩等に配慮するとともに、周縁部にできる限り高木による植栽を行うことなどにより、周辺景観との調和に努めること。

また、建築物の形状、色彩、植栽等を決定する具体的な方策を示すこと。

### 6 廃棄物等

解体工事及び建設工事中並びに供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正かつ迅速に処理すること。

### 7 温室効果ガス等

事業の実施に当たっては、より高い発電効率の廃棄物発電の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用等について積極的に努めるなど、温室効果ガスのさらなる排出抑制に努めること。

### 8 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。